

環境影響評価技術指針の改定に係る新旧対照表

現行	改定案
<p style="text-align: center;">第 2 章 各環境影響評価項目の調査・予測・評価</p> <p style="text-align: center;">第 1 大気質</p> <p>1 細項目の選定</p> <p>細項目は対象事業の種類や規模、発生する排出ガスの状態（排出の考えられる大気汚染物質）及び関連車両の走行等を踏まえ、表 1-1 の中から選定すること。（以下、選定した項目を「大気汚染物質」という。）</p> <p>細項目は、一般環境と沿道環境に分けて選定すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 細項目（大気質）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 環境基準に定める項目</p> <p>二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質</p> <p>(2) 大気汚染防止法に定める項目</p> <p>いおう酸化物、ばいじん、一般粉じん、石綿、カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛、窒素酸化物、炭化水素、粒子状物質、揮発性有機化合物</p> <p>(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める項目</p> <p>アニシジン、アンチモン、アンチモン化合物、N-エチルアニリン、クロロエチレン、クロロニトロベンゼン、臭素、水銀、水銀化合物、銅、銅化合物、ニッケル化合物、バナジウム、バナジウム化合物、砒素、砒素化合物、ベリリウム、ベリリウム化合物、ベンゼン、ホスゲン、ホルムアルデヒド、マンガン、マンガン化合物、N-メチルアニリン、六価クロム化合物、エチレンオキシド</p> <p>(4) その他必要な項目 非メタン炭化水素 等</p> </div>	<p style="text-align: center;">第 2 章 各環境影響評価項目の調査・予測・評価</p> <p style="text-align: center;">第 1 大気質</p> <p>1 細項目の選定</p> <p>細項目は対象事業の種類や規模、発生する排出ガスの状態（排出の考えられる大気汚染物質）及び関連車両の走行等を踏まえ、表 1-1 の中から選定すること。（以下、選定した項目を「大気汚染物質」という。）</p> <p>細項目は、一般環境と沿道環境に分けて選定すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 細項目（大気質）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 環境基準に定める項目</p> <p>二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質</p> <p>(2) 大気汚染防止法に定める項目</p> <p>いおう酸化物、ばいじん、一般粉じん、石綿、カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛、窒素酸化物、<u>水銀、水銀化合物</u>、炭化水素、粒子状物質、揮発性有機化合物</p> <p>(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める項目</p> <p>アニシジン、アンチモン、アンチモン化合物、N-エチルアニリン、クロロエチレン、クロロニトロベンゼン、臭素、水銀、水銀化合物、銅、銅化合物、ニッケル化合物、バナジウム、バナジウム化合物、砒素、砒素化合物、ベリリウム、ベリリウム化合物、ベンゼン、ホスゲン、ホルムアルデヒド、マンガン、マンガン化合物、N-メチルアニリン、六価クロム化合物、エチレンオキシド</p> <p>(4) その他必要な項目 非メタン炭化水素 等</p> </div>